

# AMERELLER

---

## 日本企業が中東ビジネスで失敗しないための法制度と戦略

～サウジアラビア、UAEとイランでのビジネスに焦点をあてて～

---

一般財団法人 中東協力センター

日付: 2018年2月28日(水)

開催場: ホテルグランドヒル市ヶ谷 「白樺」2階

Christopher Gunson  
クリストファー・ガンソン  
+971.50.554.6205  
[gunson@amereller.com](mailto:gunson@amereller.com)

Amereller  
アマレラー法律事務所 ドバイ・オフィス

---

Baghdad | Basra | Berlin | Cairo | Damascus | Dubai | Erbil | Munich | Ras Al Khaimah | Tehran | Tripoli

[www.amereller.com](http://www.amereller.com)

# 本日のプレゼンテーションの内容

---

- 法制度の概要
- 代理店保護法
- 直接投資
- 貿易制裁
- 紛争解決
- 戦略的債権回収

# 当事務所の紹介①

- アマレラー法律事務所は1999年に設立された、数少ない中東地域系法律事務所である。
- ミュンヘン、カイロ、バグダッド、ドバイ、テヘラン事務所を中心に、ベルリン、ダマスカス、トリポリ、エルビル、バスラ、ラス・アル＝カイマにも事務所があり、その他ほぼ全てのの中東諸国に提携法律事務所がある。
- 中東ビジネス法を専門とする約80人の弁護士が所属しており、英語、アラビア語、ファルシ語、クルド語、フランス語など中東で使用される言語による対応が可能。



● アマレラー事務所

IFLR1000

WHO'S WHO LEGAL  
WXL



The  
LEGAL  
500

## 当事務所の紹介② 説明資料や記事

当事務所のホームページ([www.amereller.com](http://www.amereller.com))にて英語と日本語の資料・リーガルガイド・記事等を公開している。

AMERELLER

HOME OFFICES LAWYERS PRACTICE AREAS **PUBLICATIONS** CAREER

Language

All English Deutsch **日本語**

Category

All CLIENT ALERT LEGAL GUIDE PUBLICATION

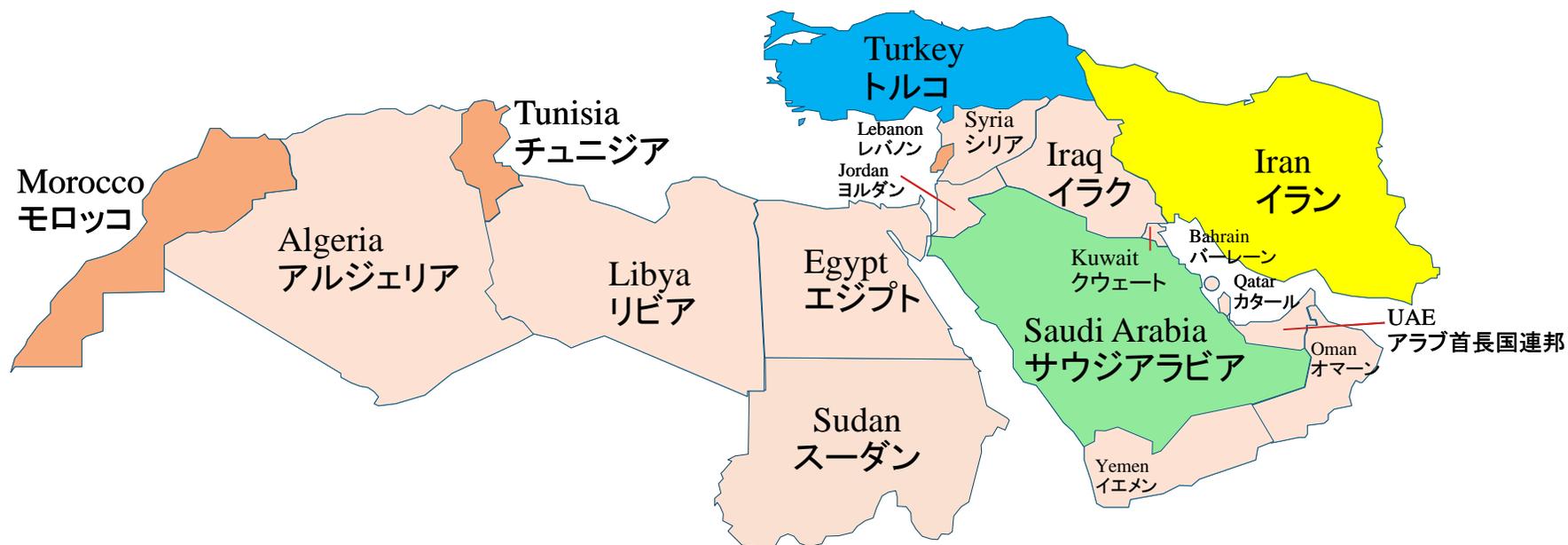
---

UAE付加価値税法に基づく税務登録番号（TRN）の オンライン申請開始と法令の和訳	2017/11/15, Christopher Gunson
クライアント・アラート： UAE税務手続法における税務紛争解決	2017/09/30, Christopher Gunson, Maryam Hosseini, Jonathan P. Noble
<b>中東ビジネス関連法セミナー（プレゼンテーション資料、2017年版）</b>	2017/09/10, Christopher Gunson
UAE税務手続法の概要と法令の和訳	2017/08/22, Christopher Gunson

# 中東諸国の法制度①

アラブ諸国の多くは、エジプトを発祥としたシャリーア（後述）の影響を受けた大陸法（シビルロー）制度を採用している。例外は以下のとおり。

- シャリーアの影響を受けたフランス型大陸法制度：モロッコ、チュニジア、レバノン
- 独自のシャリーア法制度：サウジアラビア
- シャリーアの影響を排除した大陸法制度：トルコ
- シャリーアの影響を受けたベルギー型大陸法制度：イラン



## 中東諸国の法制度② シャリーア(イスラム法)の影響

- アラブ諸国の多くで、シャリーアは「主要な法源」とされる。但し、多くの国では、直接の適用範囲・対象は、家族法、相続法(イスラム教徒のみ)および刑法の一部(全員)に限られる。
  - シャリーアは、コーラン等の教義に基づく原則であり、以下を含む:
    - 不確定性(賭博)禁止
    - 経済的権利の平等
    - 金利の禁止
- シャリーアがビジネスに与える影響には、以下のような例がある。
  - オプション契約が行使できない可能性(賭博／不確実性の禁止)
  - 延滞利息の支払い(利子の禁止)
  - ビジネスの相続(シャリーアは遺言を認めない)
  - 種類株式の禁止(経済的権利平等の原則)
- イスラム金融は、シャリーアに則っている金融手法。但し、法令でイスラム金融のスキームの使用は義務付けていない。
- 全ての中東諸国において、通常の銀行で金利は預金に計上する。イスラム銀行なら、そもそも計上しない。

## 中東諸国の法制度③ GCC諸国

- 湾岸協力会議(GCC)は、1981年に安全保障上の連携を主目的として設立され、6カ国が加盟した。
- 近年は、安全保障問題だけでなく、以下のような、共通の法制度が増えている。
  - 通信規制(1983年)
  - 道路交通(1989年)
  - 特許制度(1992年)
  - 司法協力(1996年)
  - 経済協力・関税協定(2002年)
  - GCC国民が他のGCC諸国に投資・居住することへの制限の撤廃(2008年)
  - 付加価値税(VAT)(2017年に合意、2018年実施予定)
- カタール国交断絶により、GCCの将来は不明瞭となる。政治的な解決がない限り、GCC解散のリスクもある。



## 中東諸国の法制度④ UAE成文法がない時代から

- 休戦諸国(現在のUAE)は、19世紀初頭に英国の保護領となった。コーラン等に基づくイスラム法および首長の口頭での命令による支配が行われていた。
- 20世紀前半、英国は、スーダンのアラブ族書記官を各首長国に派遣し、首長の命令を記録させた。この記録が初の成文法となった。
- 1950年代に、英国の指導の下に警察隊と独立した裁判所が設立された。
- 1971年の英国からの独立と同時に憲法が制定され、絶対君主制の6首長国によりアラブ首長国連邦(UAE)が樹立された。(数ヶ月後にラウス・アル＝ハイマが加入し、現在の7首長国連邦となった。)

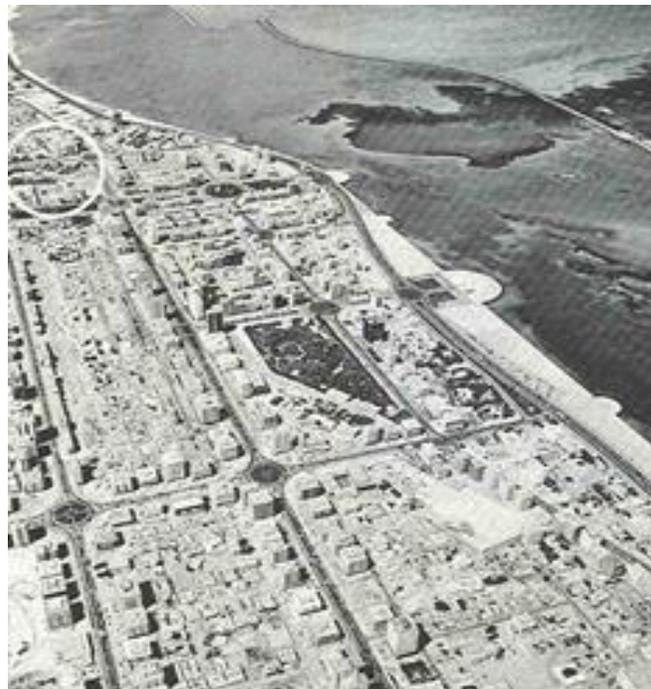


1960年のアブダビ

# 中東諸国の法制度⑤ UAE現代法の制定

UAE建国後、以下の連邦の重要な法令が制定された。

- 1972年: イスラエル・ボイコット法、省庁権限及び大臣権限法
- 1980年: 労働法、中央銀行法
- 1981年: 商事代理法、海洋商事法
- 1984年: (旧)会社法、保険会社及び代理店法
- 1985年: 民事取引法(民法)、イスラム銀行法
- 1987年: 刑法
- 1992年: 民事訴訟法、証拠法、刑事訴訟法
- 1993年: 商事取引法(商法)
- 1999年: 環境保護法
- 2000年: 証券取引所法
- 2002年: マネーロンダリング禁止法
- 2003年: 通信法
- 2006年: 電子取引法、消費者保護法
- 2007年: (新)通関法、保険庁設立法
- 2012年: 競争法、サイバー犯罪防止法
- 2015年: (新)会社法、反差別法
- 2016年: 破産法(詳則未発表)、動産担保設定法(詳則未発表)、
- 2017年: 税務手続法、付加価値税法、物品税法



1980年のアブダビ

銀行法、仲裁法、行政手続法等は、特に制定されていない。

## 中東諸国の法制度⑥ サウジアラビアの法制度

- サウジアラビアは、立法と司法の面で、非常に独特な法規制をもつ。
- 1996年制定の基本法により、「コーラン」が憲法とされている。
- 神様からいただいたシャリーアが「法令」であり、人間が制定できるのは「規則」のみである。一般的に法令と理解されるものは「規則」として制定されれている。（例：商事代理規則、会社規則、労働規則など。）
- 民法、商法、刑法をはじめとする一般法が制定されていない。（MENA諸国ではサウジアラビアのみ。）日常的に執行されている規定のほとんどは明文化されていない。
- 裁判官は、イスラム教の学者であり、厳密には法律の専門家ではないため、シャリーアを優先させた判断をすることが多い。



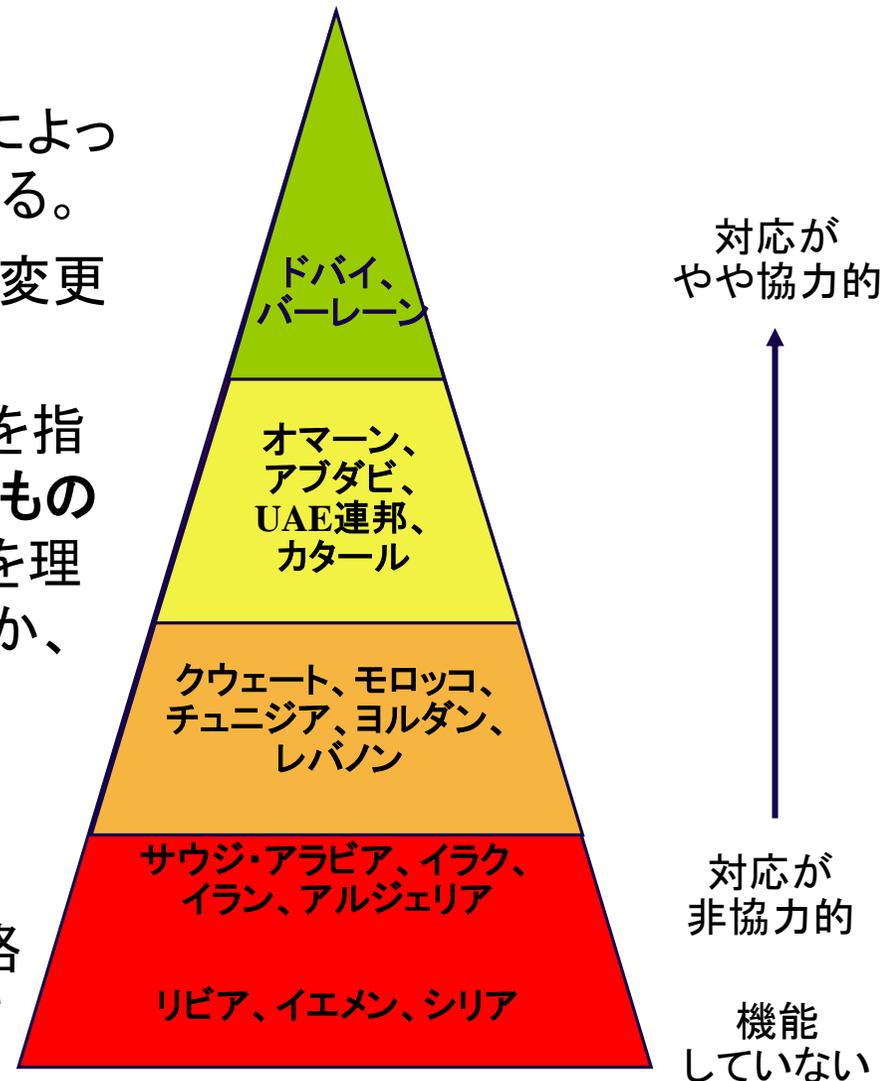
# 中東諸国の法制度⑦ イランの法制度

- 20世紀初頭、欧州型法制度にならった法制度に改正された。
- 民法、商法、会社法、三審制の司法制度は多面的に欧州型である。
- 1979年にイスラム革命の後、監督者評議会 (Guardians Council) と公益判別会議 (Expediency Council) が設置され、法制度のシャリーアとの適合性を確認する役割をはたしている。結果としては、商法関連法はほとんど改正されていない。
- イランはアラブ諸国ではないため、アラブ諸国のようにエジプトの民法典などの影響を受けていない。



# 中東諸国の法制度⑧ 行政当局との付き合い

- 行政当局との付き合いは難しい
  - 公表されている規則が少なく、担当者によって申請要件やルールが異なることがある。
  - 事前の書面通知なしにいきなり手続が変更されることがよくある。
  - 当局から参考資料や証拠書類の提出を指示された場合、指示された書類以外のものを提出しないこと。担当者が書類内容を理解しない場合、更に説明が要請されるか、却下される可能性が高い。
  - アラビア語の重要性。
  - 期限・約束を守らない。
- ただし、少なくともGCC諸国においては賄賂や汚職の問題は稀であり、この点においては先進国の水準に近いといえる。



# 中東諸国の法制度⑨ 共通の問題点

## 多面的に不確実性は大きい

- 行政の裁量権が広範囲（行政の権力を制限する法令がない）。
- 法令の規定の曖昧さ、法令と実務の乖離、判例の非拘束性、事例の重要性。
- 「できない」と言いたくない、「問題ない」と言いたい文化。
- 情報の不透明性
  - 噂が多い社会で、人により説明が異なる場合が多い。
  - 公式発表が少なく、政策がわかりにくい。（新聞を媒体とした発表）

## 不確実性が及ぼす影響

- 常に情報の正確性を確認する必要あり。
- 議論・交渉する余地が多い。

**注意:** 中東と日本の共通点は、商取引において人間関係を重視する信頼社会である一方、日本文化の細かさと中東文化のいい加減さの間のギャップは大きい。

# 代理店保護法① 概要

- 多くの中東諸国には「**商事代理法、Commercial Agency Law**」(代理店保護法)があり、自国の代理店の多面的な保護が典型的な特徴。
  1. 代理業・販売業は国民のみが行うことができる。
  2. 代理店登録制度があり、管轄機関に代理店の登録をする。
  3. 代理店が登録されると、法定独占権も付与されることがある。
  4. 解約(更新拒絶を含む)から代理店を保護し、補償請求権を与える。
  5. 紛争解決は現地司法機関の専属的管轄。
- イランは代理店を保護する法令がない一方、2009年から産業鉱業貿易省において輸入業者と代理店に関する登録体制を導入。2014年、2015年、2016年に関連する規制を改正した。
- 一般的に代理店の登録が最大の課題となる。代理店は登録されていれば、商事代理法の保護の対象となるが、登録されていない場合、商法が適用され、特に保護されていることはない。(注意：一般論！)

## 代理店保護法② 各論：UAE、サウジ・アラビア、イラン

	UAE	サウジ・アラビア	イラン
代理店資格	国民または国民100%資本の会社		現地法人
代理店の経営者の資格	特にない	サウジ国民(第1条)	特にない
登録されている代理店独占権	明記されている(第5条)	特に明記されていないが、当局の取り扱いにより、実務上ある場合あり	明記されていない。
並行輸入に対する代理店の権利	コミッション請求権(第7条)	特にない	差し止め可能
解約・更新拒絶による補償請求権	あり(第9条)	特にない	特にない
代理店解約	難しい	やや難しい	契約次第

- 商事代理店法は、「代理店契約」だけでなく、ほとんどの中長期の商取引(ディストリビューター、ディーラー、フランチャイズ等)契約に適用される。
- 一般的に代理店の登録が最大の課題となる。代理店は登録されていれば、商事代理法の保護の対象となるが、登録されていない場合、特に保護されていることはない。(注意：一般論！)

## 代理店保護法③ 代理店の(不)必要性

中東諸国の一般的特徴として、**法令と実務が乖離している**ことが挙げられる。

商事代理法の原則では、外国法人の代理で商品販売業を営むことができるのは自国民のみ。UAE商事代理店法には、以下のように規定されている。

- UAE商事代理法第2条、サウジ商事代理法第1条：  
商事代理の活動は、UAE国民およびUAE資本100%法人に制限され、法令違反も場合は過料が科される。  
→ **実際は、国民資本100%でない法人も販売店・代理店として活動している。**
- UAE商事代理法第3条、サウジ商事代理法第3条：  
商事代理の活動は、登録されている代理人によってのみなされる。  
→ **外資現地会社は、登録せずに独自に販売する事例も多い。(例：GCC諸国におけるスターバックス)登録されていない場合、国営企業に対する代理業務ができない事例がある。**

## 代理店保護法④ 代理店登録制度と独占権

- UAEをはじめとする国は、代理店の解約および更新拒絶は、「正当な理由」があればできるように規定されているが、「正当な理由」の定義は明らかでなく、裁判所により補償請求権が却下されることはあまりない。また、解約通知しても、解約を成立できない場合がある。
- 登録代理店は、①他社による輸入に対してはコミッション請求権があり、②独占的に輸入する権利も有する。
- 代理店による商事代理店の登録を防ぐこと。（登録時には、委託者である外国企業の同意が必要な場合が多いため、同意する旨の署名をしない。）
- 代理店に独占権を与えない場合は、非独占的取引である旨を契約に明記すること。

	契約上独占	契約上非独占
登録代理店	独占権あり	独占権あり
登録されていない代理店	独占権あり	独占権なし

# 代理店保護法⑤ 代理店契約書登録の実務

## UAE経済省により発行された 商事代理登録証明書



- 登録内容：
  - 商事代理人の法人名
  - 外国委託者名（メーカーに限らず、商社・販売者も登録可）
  - ブランド名（英文も可）
  - 商品名、型番等
  - 対象地域（UAE全域または首長国ごと）
- 代理店が独占権を有する範囲は、登録証明書に明示されるため、ブランド名と商品名の特定は非常に重要。

	UAE	サウジ・アラビア	イラン
登録内容検索	オンライン (英語、アラビア語)	当局直接問い合わせ	オンライン (ファルシー語)

## 代理店保護法⑥ 代理店解約(更新拒絶)に対する保護

- UAEにおいて、代理店の解約および更新拒絶は、「正当な理由」があれば解約できるように規定されているが、「正当な理由」の定義は明らかでなく、裁判所により補償請求権が却下されることはあまりない。また、解約通知しても、解約を成立できない場合はある。
- なお、契約期間満了の場合でも、委託者側から契約更新を拒絶することは、解約と同様にみなされることに注意。

### 戦略的なアプローチ:

- 解約事由を契約上に明記する。(例:最低販売目標の未達成、販売区域の違反等)
- 代理店に独占権を与えない。(非独占的代理店の利用により上記リスクを大幅に軽減できるため。)
- 解約の際は、なぜ解約するのかを証明する「記録」を作成する。

# 代理店保護法⑦ 代理店との紛争解決

- 紛争解決の手続は、所定の政府機関においての代理店登録の有無により異なる。
  - 代理店が未登録の場合、原則として自由に紛争解決機関(国際仲裁等)を定めることが可能。
  - 代理店が登録済の場合、現地機関を通じての紛争解決手続が必要。

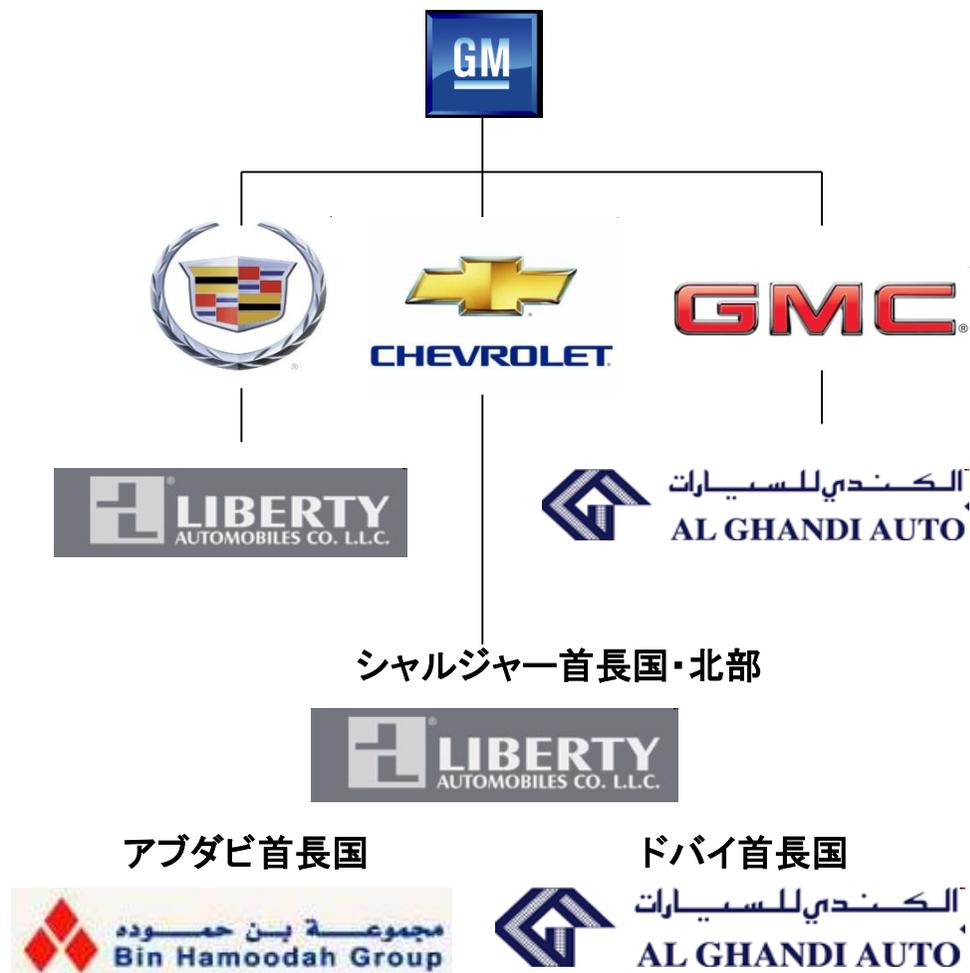
	UAE	サウジ・アラビア	イラン
登録代理店との紛争解決、登録抹消手続き	UAE経済省の商事代理紛争解決委員会による調停	サウジ商工投資省による調停	原則、契約の内容次第

- 現地機関の調停で和解に至らない場合は、現地裁判所での裁判となる。

# 代理店保護法⑧ 積極的な戦略の一例：代理店間の競争

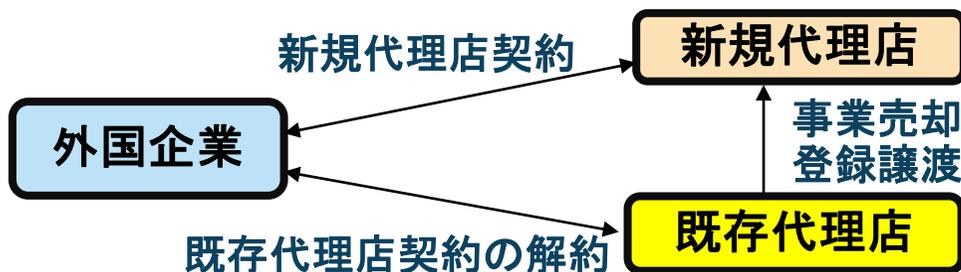
商品または販売区域によって代理店を使い分け、代理店間の競争を促す。

- 商品ごとに違う代理店を使うこと。(例：UAEで、GM社はGMCとキャデラックという自社の別ブランドにそれぞれ別の代理店を使っている。)
- 販売区域ごとに違う代理店を使うこと。(例：シボレーはアブダビ、シャルジャー、ドバイで異なる代理店を使っている。)

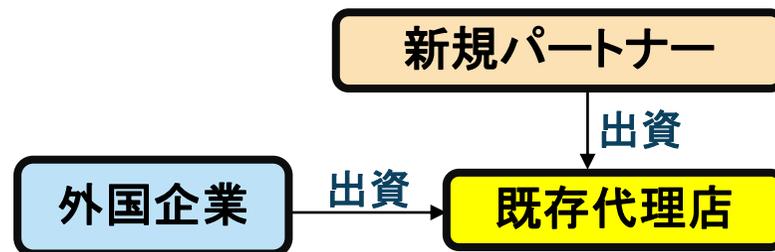


# 代理店保護法⑨ 解約戦略の一例：代理権取得

## 事業売却型代理権取得



## 代理店法人格継続型代理権所得



- 代理権の取得、あるいは既存代理店の事業を新代理店に対して売却することは、代理店解約と新規代理店選任の戦略の一つである。既存代理店に直接出資したり、新規代理店と合併事業を立ち上げる事例もある。
- 場合によっては、事業売却の条件として代理店契約を解約し、登録を抹消または譲渡することに合意させることも可能。
- いずれにしても解約によって補償金を支払うのであれば、効果的な新規代理店選任方法のひとつ。また、解約交渉は、主に新規代理店に任せばよい。

# 代理店保護法⑩ 代理店選任時・契約作成上の注意点

- 代理店について調査する。(デューディリジェンス)
- 関連法令について学ぶ。
- 契約は注意深く作成する。
  - 独占的代理か、非独占的代理か
  - 登録は必要かどうか、登録させるかどうか
  - 期間満了、更新方法(自動更新:期間の終了の定めなく、取引が続く場合、代理店契約は、「無期」(解約不可)として取り扱われるリスクがある。)
  - 明示的な解約事由
  - 秘密情報、商標や知的財産の取り扱い
  - 準拠法・紛争解決
- 書面による記録の作成と保管を忘れずに。

# 代理店保護法⑪ 代理店契約の解約方法

- まずは、新しい代理店を見つけること。
- 次に、既存の代理店との法的関係について全面的に検討すること。
  - 契約は何を規定しているのか？
  - 現地の法規制は何を規定しているのか？
  - 既存の代理店は商事代理の登録をしているのか？
- 解約する決断をした場合、なぜ解約するのか証明する「記録」を作成すること。
- 紛争回避するために解約条件について和解を交渉すること。
- 紛争回避できなかった場合のリスクもある。(例:ビジネスが一時停止する可能性、コミッションを二重に支払う可能性があることに留意。)

## 代理店保護法⑫ ケース・スタディー(1)

- 2016年1月からのご相談。日本企業のサウジ代理店、1996年からの代理店、2009年の売り上げがピークで30億円だったが、2015年は3億円未満に減少して、代理店は財務難に陥っていて、L/Cを開けなくなった。
- 記録によると、日本企業は1年以上の期間にわたり、警告書1通、その他メールや口頭により、販売不振である旨を再三注意していた。
- 代理店契約は登録されており、解約は「重要な契約違反」の場合のみ認められる。紛争解決条項は、日本法を準拠法、シンガポールを仲裁地としていた。3年契約で自動更新、2016年末に契約終了予定で、最初に相談をうけた時点で契約終了まで8ヶ月ほどだった。
- 当事務所が2016年3月に相談を受けた際、日本企業は即時解約通知を出したい意向だった。
- 契約書に基づく解約根拠が弱く、過去3-5年の販売額に基づく、代理店の解約・更新拒絶に基づく補償請求権と登録抹消を考えると、US\$2~US\$4Mの補償金額を想定した。
- 代理店保護の度合いが高いと知り、企業内での意見が分かれた。一部は面倒過ぎると考え、一部はそれでも解約を望んで、組織内での合意が得られなかった。

## 代理店保護法⑬ ケース・スタディー(2)

- まずは、解約への土台を作ることを助言。
- 2016年5月(ラマダンの前):パフォーマンス悪化についての警告書
- 2016年8月(ラマダンの後):自動更新拒絶書の送付(更新は可能)、関係を再検討。
- 2016年10月:販売成績の改善方法はないか?
- 2016年11月:独占権を与えない契約で検討可能と通知。
- 2016年12月:販売成績の改善も見られず、非独占的な契約に関する合意ができなかったため、期間満了により契約終了される。(サウジ法は本質的にこれを認めない。)
- 2017年1月:「礼儀正しい対処、ありがとうございます。」と伝え、今後販売しない旨を口頭で告げた。(同時に新しい代理店と契約を結んだ。)
- 2017年2月:“何千万ドル”の補償を要求するクレーム・レターが届いた。(日本企業は驚いたが、弁護士によって作成されていないことは明白だったため、黙殺するように助言。)
- 2017年5月:日本企業のタフな担当者はサウジを訪問し、在庫買取りに関する交渉が開始、補償を一切拒否した。
- 2017年9月:在庫買取り関連に限って和解が成立した。補償もなし。

# 直接投資① 暗黙の外資制限

## UAE外資制限

原則	外資49%まで(フリーゾーンにおいては100%まで)
不動産仲介	外資参入禁止・国民独占業務(市庁の決定により)
人材派遣	外資参入禁止・国民独占業務(労働法により)
保険	25%まで(連邦保険庁の決定により)
金融業務	40%まで(中央銀行の規則により)

## サウジ・アラビア外資制限

原則	SAGIAからの投資ライセンスを取得すれば、外資100%
ネガティブ・リスト※	外資参入禁止・国民独占業務(SAGIA規則により) ※メディア、広告、印刷、人材派遣、石油開発、軍事関係、陸上運送など
通信	65%まで
工業・設計	75%まで(プロフェッショナル法人法により。ただし2017年8月から大手外資100%の工業会社を例外的に許可するようになった。)
保険・金融	75%まで(銀行関連法により)
販売業務	75%まで(2016年から、一定の場合、外資100%まで可能。)

## イラン外資制限

原則	投資ライセンスを取得すれば、外資100%
政府契約事業	49%まで

## 直接投資② ドバイのフリーゾーンの歴史

1973年のドバイ



1990年のドバイ



- ジェベル・アリ港は中東で最大かつ世界で最大の人工の港を作るという野心的なインフラ・プロジェクトであった。
- 1970年代を通じて工事が行われ、1979年に完成されて、経済政策として、1980年にフリーゾーン(非関税地区)として設立された(ジェベル・アリ・フリーゾーン、JAFZ)。
- 1985年に、フリーゾーン庁(JAFZ Authority、JAFZ)が設立されて、JAFZはドバイ支庁の管轄から排除され、JAFZAは唯一の管轄当局となった。

## 直接投資③ ドバイのフリーゾーンの発展

- 実際には1980年代あたりから、外国人投資家によってJAFZ内に倉庫や事務所が所有される例が見られたが、1992年にJAFZA規則により、UAE会社法に基づく外資制限を免除する目的での「free zone establishment」(FZE)という法人の設立が許可された。
- 1996年にはドバイ空港フリーゾーンが設置され、同様のFZEの設立が可能となった。
- 1998年UAE会社法の改正により、外資比率の制限がフリーゾーンでは適用外となり、外国資本100%の「free zone company」(FZCO)の設立が認められた。
- その後ドバイに30箇所余りのフリーゾーンが設置され、現在はテクノロジー、ヘルスケア等の事業目的に応じた特別フリーゾーンがある。

# 直接投資④ ドバイのフリーゾーン地図

## Free Zones of the UAE: Dubai



- Free Trade Free Zone
- Service/Industrial Free Zone
- Federal Financial Free Zone

This map is based on a number of public sources. Some information, such as free zone boundaries and political boundaries, may not be accurate. This map is for general reference purposes only and should not be relied upon as an authoritative source of information on the free zones of the United Arab Emirates (UAE).



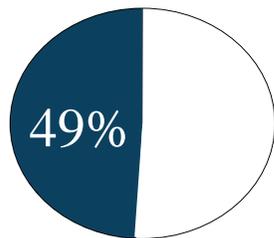
## 直接投資⑤ フリーゾーン法人の短所

- フリーゾーン法人は、登録フリーゾーン内に限り、商業活動を行うことが許可されている。フリーゾーン外での商業活動は、原則として禁止されている。
- 「商業活動」の定義ははっきり定められていないが、以下の活動は明らかに商業活動にあたる。
  - 販売行為
  - 工事
  - 商品の設置、維持作業
  - 物流、輸送
- 一方、マーケティング活動や展示会への参加、代理店名義による商業行為、会議への参加などは、労働法に違反しない限り問題ないとされている。
- フリーゾーン法人は、商品をフリーゾーンからUAE本土に「輸入」することができない。(実務上、輸入する資格がないとされる。)

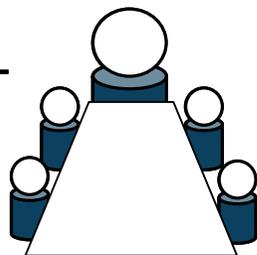


JAFZフリーゾーン関税門

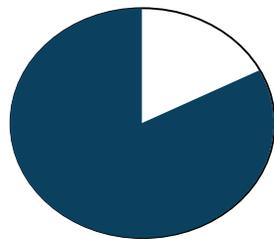
# 直接投資⑥ UAEのLLCにおける最大の支配



単独の  
マネジャー



…または複数の  
マネジャー役員会



## 1. 株式の保有及び議決権の行使

外資による株式保有率の上限は厳格に49%とされる。

## 2. 会社の経営

代表権を有するマネジャーの全員を選任することが可能。(マネジャー1人以上が必要。)

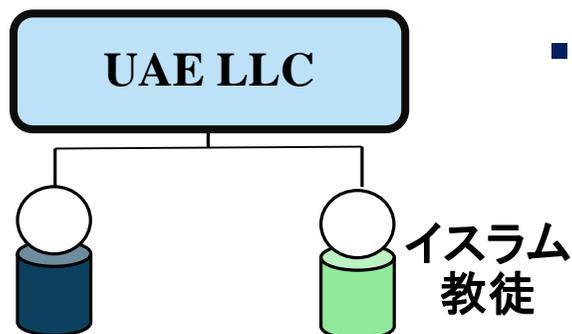
## 3. 配当権

一般的に、49%の外国株主は多くの利益配当を受け取ることができる。

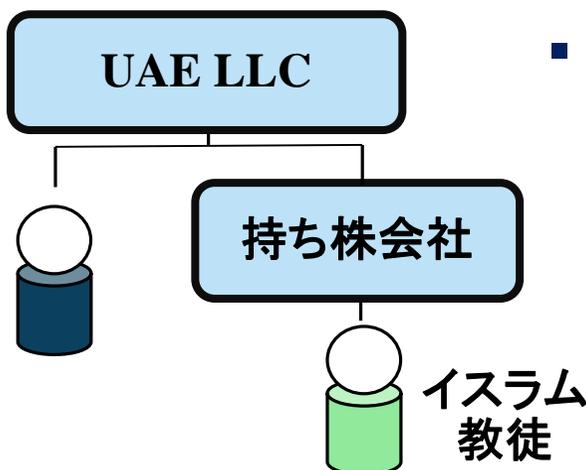
(ドバイなら80%、アブダビなら90%、カタールなら97%まで、ラス=アル=ハイマなら99%までの事例あり。)

## 直接投資⑦ シヤリーア死亡時のリスク

シヤリーアでは遺言が認められていない。イスラム教徒の死亡後、シヤリーア裁判所(家庭裁判所)が、国籍問わず、シヤリーアに基づく財産相続人を決める。確定されるまで、数年かかることも珍しくない。そのため、合弁事業の株主が法人であれば様々なリスクを減少できる。



- **イスラム教徒個人との合弁事業の場合。死亡後：**
  - すべての相続人が株主となる可能性ある。
  - 株主間契約書・合弁事業契約書が無効となる。
  - 被相続人からの委任状などは即失効。



- **イスラム教徒所有の法人との合弁事業の場合。死亡後：**
  - 合弁会社の株主人数には影響なし。
  - 株主間契約書・合弁事業契約書がそのまま有効。
  - 会社である株主からの委任状などはそのまま有効。
  - つまり、リスクは個人から法人レベルにとって代わる。

# 直接投資⑧ デューデリジェンス

デューデリジェンスは常に重要だが、中東において、重要な法的瑕疵(未更新の契約書、未登録の所有権、失効したライセンス)が見つかる事例は多い。その場合、投資の中止、価格の調整、または、投資実行前に売主による大幅な整備を要求するという選択がある。

## 通常のM&Aデューデリジェンス

会社構成  
主な契約書における権利義務  
規制コンプライアンス  
知的財産権関係・IT関係  
訴訟、申立て  
グループ内関係  
ファイナンス関係  
雇用・年金債務  
税務  
不動産  
環境  
厚生関係  
保険

## UAEを含む新興国におけるM&Aデューデリジェンス

当局の承認が必要かどうか

主なる債務

資産に法的瑕疵がないこと・事業の価格の確認

# 制裁① 米国法イラン制裁の継続

- 2016年1月から、米国やEUの二次的制裁 (Secondary sanctions) をはじめとする制裁が解除された一方、米国の一次的制裁 (Primary Sanctions) は続いており、一部の二次的制裁も継続している。
- **日本企業がイランと取引する際の重要事項:**
  - 米ドルで取引しないこと。
  - 米国民および米国子会社を一切取引に関与させないこと。
  - 米国製品が取引対象となっていないことの確認
  - Specially Designated Nationals (SDN) あるいはイラン革命軍との関係があると判明した者とは取引しないことを確認すること。
  - 制裁法の改正またはスナップバック方式により再び有効となる場合、関連契約を解約できること
- 米国法上の罰則は、1件当たりUS\$250,000とされ、さらに刑事責任も問われることがある。また、SDNと取引する業者は、SDNとみなされるリスクがある。
- **取引銀行は、事前通知なく、イランからの送金を拒否するリスクが大きい。**

## 制裁② カタール国交断絶

- 2017年6月5日にサウジアラビア、UAE、バーレーン、エジプトがカタールとの国交を断交したことで、これらの国々はカタールに対して政治的、経済的なボイコットをした。
- **交通と運送:** バーレーン、UAE、サウジアラビアはカタールとの全ての交通を禁じており、エジプトも同様に一定の制限をしている。カタールとの交通は、主にオマーンなどの第三国を通じて行われている。
- **銀行・金融:** カタール中央銀行は、米ドルとのペッグ制を調整している。英国の一部の銀行は、カタール・リヤルの取引の中止を発表している。
- **ビジネス:** カタールとボイコットしている国との間の投資に関する制限は今のところ公表されていない。
- **通信:** カタールとボイコットしている国との間の通信に関する制限は今のところない。

解決は困難であり、長期化が予想される。

## 制裁③ イスラエル・ボイコット

- アラブ連盟のイスラエルに対するボイコットは3つの柱がある。
  - 一次的ボイコット: イスラエルを原産とする製品やサービス
  - 二次的ボイコット: イスラエルとのビジネス
  - 付属的ボイコット: ボイコット違反者とのビジネス
- UAEは当該ボイコットを1971年に成文化し、1994年のオスロ合意によって法律の施行が緩められたが、主要なボイコットは継続している。
- 1977年にアメリカは「アンチ・ボイコット」法を施行し、アラブ連盟のボイコットに従わないこと、及びボイコットの条件に従うことを要求すること、条件化することや契約に規定することについて報告することを要請し、ボイコットに従うことを表明することについて罰金を科すこととしている。
- エジプトとヨルダンとトルコはイスラエルと国交を維持している。
- 多国籍企業はイスラエルとアラブ諸国とビジネスを行うことについて、ドバイ支社などを通さない限り何ら問題ないものの、多くのアラブ諸国においてイスラエル製品を輸入することは犯罪であり、非常にデリケートな問題である。

# 紛争解決① 中東地域裁判所における訴訟

- 多くの中東地域の裁判所は第一審裁判所、控訴裁判所、最高裁判所の三審制を採用している。他にシャリーア裁判所や行政契約裁判所などがある。(注: サウジ・アラビアでは、特殊な司法制度がある。)
- 裁判は原則として公開されているが、裁判手続・判決記録は公表されていない。
- 訴状が届くか、裁判になりそうであれば、**法定弁護士に対する委任状がすぐに必要となるので、早めに準備するように注意しなければならない。**



- ドバイでは、UAE連邦裁判所のシステムを採用しておらず、ドバイ独自の裁判所システムが設けられている。
- ドバイ裁判所の手続きは**迅速**で、短期間に措置を講じないと、**欠席判決となる可能性は高い**。一方、シャルジャやアブダビの裁判所での裁判手続きは非常に遅い。また、アブダビでの裁判費用は、場合によって高額にのぼることがある。

## 紛争解決② ドバイ国際金融センター

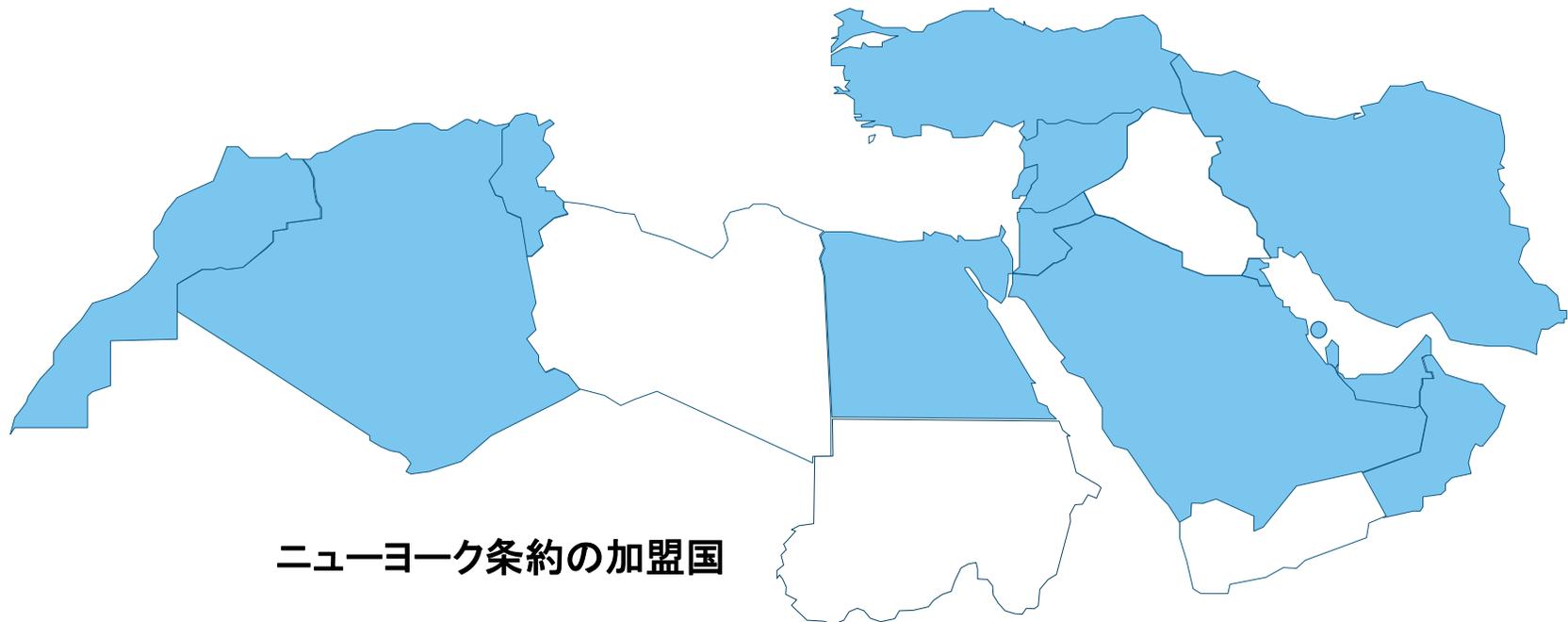
- ドバイ国際金融センター(DIFC)は、2004年のUAE連邦法に基づき設立された。独立した法域であり、英国型法令(コモンロー)が制定されている。
- DIFCは独自の裁判所を設置しており、ドバイ裁判所から独立した制度を有する。英国・シンガポール等の諸国の裁判官により裁判を行う。LCIAとの仲裁に関する合弁事業も設置されている。
- 近年、DIFCはいくつかのフリーゾーンと合意書を結んで、フリーゾーン内の紛争はDIFC裁判所の管轄となるように定めた。
- 2016年、DIFC裁判所における執行手続き中、ドバイ裁判所に申し立てをした場合は、ドバイ裁判所の手続きが優位とされ、DIFC裁判所の執行手続きが中断されるという判例があった。(※)



※: Daman Real Capital Partners Company LLC v. Oger Dubai LLC

## 紛争解決③ 国際仲裁条約を承認するニューヨーク条約

- イエメン、イラク、リビアを除く中東・北アフリカ諸国は「**国際仲裁判断の承認及び執行に関する条約**」(ニューヨーク条約)の加盟国になっている。
- ニューヨーク条約の加盟国において**国際仲裁の判断**を得れば、ニューヨーク条約の加盟国の裁判所において執行できるとされる。



## 紛争解決④ 中東地域の仲裁・判決を承認するリヤド協定

- 「アラブ連盟加盟国間における司法共助に関する協定」(リヤド協定)と呼ばれる。
- 裁判所の判決や国際仲裁の判断を執行する方法・手続が不明なため、事前に執行可能かを検討することが重要。リヤド協定加盟国において**仲裁の判断および裁判の判決**を得れば、リヤド協定の加盟国の裁判所において執行できるとされている。



## 紛争解決⑤ 契約の交渉：準拠法の規定

- **準拠法の規定**：英国やNY州法、判例に拘束力があるコモンローの法域が理想的。用語の定義や解釈にも一定の基準がある。（例：「合理的」とは？「過失」とは？「最大限の努力」と「合理的な努力」の違いは？）
- ただ実際は、愛国心により、自国法を準拠法とすべく交渉する例がよく見られる。
- 新興市場諸国の契約当事者は、かつて帝国主義に支配された歴史から、外国法を準拠法とすることに抵抗感がある場合がある。
- **UAE法が準拠法の場合**：実際は、想像するほど大問題ではない。
  - 契約書上の準拠法にかかわらず、業務が行われる国・地域の法規制（代理店保護の規定）に従う必要があるため。
  - 多くの場合、現地法に準拠する上で大きな問題となるのは「不確定性」（例：「合理的な行動」が定義されていない）であり、それ以外の大きなリスクにさらされるとは考えにくい。

## 紛争解決⑥ 契約の交渉：紛争解決の規定

- **紛争解決条項**：準拠法と同様、あまりよく理解されていない。  
紛争が発生した場合、どこを紛争執行地とするか？
  - 契約相手の出身国はどのような国際条約を批准しているか？
  - 契約相手の資産・債権はどの国ににあるか？
- 準拠法と同様に、「愛国心」に基づき交渉が行われることが多い。
- 中東地域で使用される契約の紛争解決地を中東地域外の裁判所（日本の裁判所、NY州、ワシントンDC、ロンドンの裁判所）とすることは、多くの点で望ましくない。
- 国際条約による執行が可能のため、多くの場合、国際仲裁での紛争解決条項を規定することが好ましい。

# 紛争解決⑦ 交渉シミュレーション①

よくあるケース:

As a Japanese company, we propose:  
日本企業である私共は、以下を提案したい。

Governing Law: England

準拠法: 英国法

Dispute Resolution: SIAC Arbitration in Singapore

紛争解決機関: シンガポール(SIAC)

外国企業

現地  
法人

NO!

Governing Law: UAE

準拠法: アラブ首長国連邦

Dispute Resolution: Abu Dhabi Courts

紛争解決機関: アブダビ裁判所

このような時は、どう交渉すればいいのだろうか？

## 紛争解決⑧ 交渉シミュレーション②

中立的な準拠法が望ましい。当社は、日本企業なので、英国法はどうか。

A neutral governing law is ideal – we’re from Japan, not the UK.

現地の法律に従わなければならないので、この契約も現地法で。

But you must follow local law, so this contract should be under local law.

契約義務から逃げるためではなく、法解釈の一定性が高いので、この準拠法を指定したい。

Governing law does not let us escape our obligations. It is for interpretation.

外国企業

現地法人

### 妥協案:

- 英国法に似たDIFC法を準拠法とする。
- または以下のような但し書きを加え、安心させる: “Notwithstanding the governing law of this agreement, the parties will adhere to the requirements of UAE law.”

## 紛争解決⑨ 交渉シミュレーション③

海外の紛争解決機関が望ましい。当社は、日本企業であり、シンガポール企業ではない。

An overseas forum to hear any dispute is ideal. We're from Japan, not Singapore.

国内商事案件に関する外国機関の判断は、信用できない。

But we don't trust a foreign forum to rule for domestic commercial matters.

国際仲裁は中立であり、UAE国籍の仲裁人も選ぶことも可能である。

International arbitration is neutral and can include UAE arbitrators.

外国企業

現地法人

### 妥協案:

- DIFCにおけるDIFC-LCIA国際仲裁
- (アブダビのADCCAC、ドバイのDIACは、相対的に望ましくない。)

## 紛争解決⑩ 交渉シミュレーション④

- 成功例：DIFC準拠法、DIFC-LCIA国際仲裁
- 妥協例：UAE準拠法、DIFC-LCIA国際仲裁
- あまり好ましくない例：英国法準拠法、アブダビ裁判所 → なぜ？



新興国の裁判官がどのように英国法等の外国法を解釈するか、予測が困難。



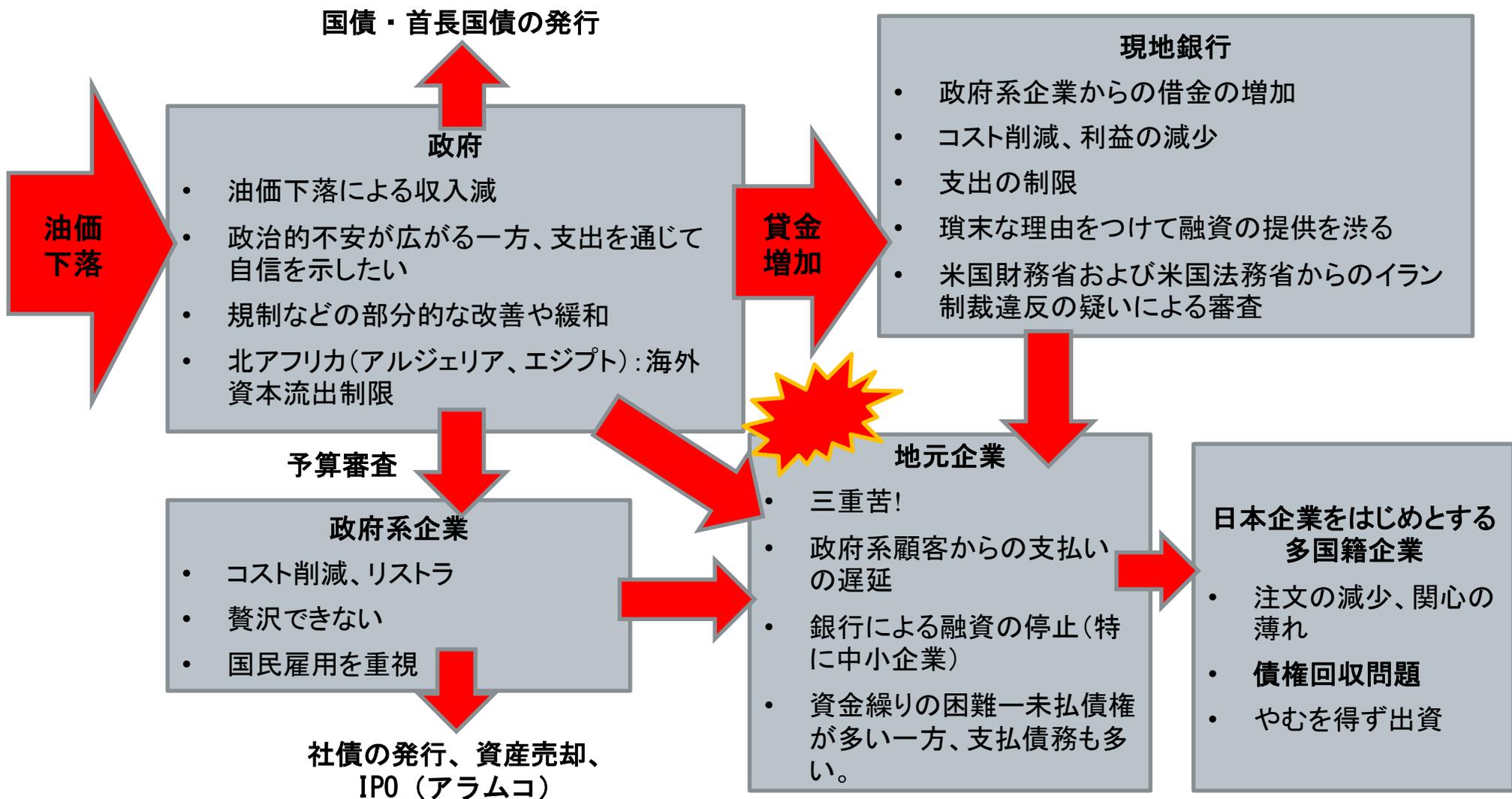
他方、(準拠法がどの国のものであれ)国際仲裁人が合理的判断をすると予測できるため。

**つまり、準拠法より、紛争解決地の選択のほうがより重要！**

## 紛争解決⑪ ただし、最後の注意点

- 巧妙に交渉してください。
- 現地裁判所による判決が、実は日本企業にとって有利な場合がある。
  - 日本企業にとって有利な判決が下された場合、そのまま現地で相手方に対して執行することができる。
  - 一方、日本企業に不利な判決の場合、日本を含む中東地域国外での執行は非常に難しいので、相手方は執行できない場合がある。
- また、上述のとおり、中東地域で使用される契約等の紛争解決地として、日本国内の裁判所をはじめとする外国裁判所を選ぶことは、多くの点で望ましくない。中東で日本国内の裁判所による判決が執行された事例はないが、逆に相手方は日本国内に所在する企業に対して執行できる可能性がある。

# 債権回収① 油価下落と湾岸不景気



## 債権回収② いつ弁護士を頼む？

- 債権者が債務者に対して最初は支払請求やその他の連絡を行うべきである。
- 当事者が未払の請求書について支払いを求めていくべきである。
- 弁護士からの警告書が魔法のように解決してくれると思ってはならない。
- 弁護士からの警告書は交渉の最終段階において、相手方に対して本件の問題が重大化していることを示す手段としては有効である。決して最初に警告書を利用するべきではない。
- 中東において、「礼儀」が大きな意味を持つ。一部の保守的な債務者は厳しい取り立てをされると侮辱に感じる場合がある。最初の連絡は、丁寧かつ明確な内容とし、必要に応じて要求の文言を強くしていくべきである。

## 債権回収③ 先日付小切手と小切手の不渡り

- UAE刑法は小切手の不渡りについて刑事罰を規定している。
- 今まで、先日付小切手または日付未記入の小切手は、商品の委託販売の支払いを確実にするために、ドバイにおいては慣習的に担保として利用されてきた。
- 不渡りの場合には刑事罰が科せられるので、支払いを促す効果があった。支払い請求をするためには、別途民事訴訟を起こす必要がある。
- しかしながら、ドバイにおいて小切手の不渡りに対する刑事罰が禁錮刑から単なる罰金に変更する新しい法律が制定された。2017年3月をもって(ドバイにおいてのみ)担保としての先日付小切手の効力は弱まった。
- 起訴された場合には、判決が下るまで渡航が禁止される可能性がある。判決は、何ヶ月も(または何年も)かからず、数週間で下されるはずである。
- 尚、2017年12月4日付けのガイドラインによれば、小切手の不渡りの罰金は AED 200,000 (US\$55,000)以下とされている。

## 債権回収④ 金利の請求

- 中東北アフリカの多くの国において、シャリア（イスラム法）が憲法や民法の「法源」となっている。
- シャリアは広く知られているとおリリバ（金利）を禁じており、これはイスラム金融の根幹の一つである。
- しかしながら、多くの国の商法は法定金利（ドバイの法的慣習は9%で、UAE商取引法上12%を超えてはならないとされている。）
- 金利を請求することで、債務者に支払いをさせる手段になったり、債権回収のための裁判費用に充当できる可能性がある。
- **金利利用戦略**：支払いの遅延を反映した新たな請求を発行し、債務者（買主）が支払い遅延をおこした場合にはどうなるかを記載しておく。（債権は債権回収を放棄するとしても、かかる通知をすることで債務者に真剣であることを示すことができる。）

## 債権回収⑤ 法的(民事訴訟的)手段により請求する方法

- 法的手段をとる場合には、特に債権者が海外にいる場合時間がかかる。
- 要件は
  - 弁護士に対する委任状
  - 裁判書類はアラビア語にて作成し、証拠もアラビア語に翻訳されなければならない。また、公認された会計士や会計事務所により作成された専門家による報告書が多くの場合に要求される。
  - 債権回収の場合、債務者の銀行口座を差し押さえることが推奨される。契約書や取引履行時において法的手段に関して検討すべき点:
  - 準拠法の選択
  - 国内または海外で(裁判所などによる決定を)執行させるか？
  - 仲裁または国内裁判所
  - DIFC 裁判所 / DIFC 少額裁判所

## 債権回収⑥ ケーススタディ:返済計画の戦略的使い方

- 約5億円の貿易債権を有する日本企業があった。
- 当事務所にご依頼いただいた際に、根拠となる契約書を確認した結果、非常に請求するのが難しい内容であった。(紛争解決地は東京地方裁判所)
- 債権者(売主)の立場が弱いため、当事務所は債務者(買主)に対して返済計画の提案を求めた。債務者は合意し、最終的には債権者(売主)に大変有利な内容の和解契約を締結することができた。
- 返済計画や和解契約には以下が含まれるべきである:
  - いずれの分割払いの支払期限を超えた場合には、全額の支払期限が到来する。
  - 紛争解決
  - できれば事業主からの保証、または先日付小切手入手
- 和解契約を締結することで、債務者(買主)が債務不履行をした場合に、法的に強い立場に立つことが可能であり、即時に提訴することができる。

# 当事務所がお手伝いできること

- UAE、中東諸国の法制度に関するアドバイス・社内用の意見書
- 申告提出を除く税務関連
- 代理店・パートナー候補に関する調査・デューデリジェンス
- 各種契約書の作成、校正、交渉
- 新事業・合併事業の設立手続・交渉
- M&A等による直接投資
- 現地法人の総務・労務
- 代理店契約の解約・合併事業からの撤退・現地法人の解散
- 規制に関するコンプライアンスの説明
- アラブ諸国における裁判・調停・仲裁の解決手続担当

“An ounce of prevention is worth a pound of cure”  
注意一秒、けが一生

“Look before you leap.”  
転ばぬ先の杖

(早めに弁護士に相談しましょう！)

ご静聴ありがとうございました。

Christopher Gunson  
Partner  
AMERELLER  
+971.50.554.6205  
gunson@amereller.com

14F One by Omniyat  
P.O. Box 99706  
Business Bay, Dubai, UAE



***In-House Community  
Commended External Counsel  
of the Year, 2016 / 2017***

2016

*“Chris Gunson is a rising star in the Middle East...  
International clients seek his top quality advice”*

2017

*“Christopher Gunson provides great advice and value for money.  
His Japan focus is fabulous”*

*“... a top energy practitioner”*

*“Christopher Gunson is a great M&A lawyer, well respected”*